

# 続・大学生による中学生のための模擬国会2021 —新潟市・令和三年度「憲法のつどい」の記録—

栗田佳泰・岡田順太・横大道 聡<sup>1</sup>

## 一 はじめに

本稿で扱う「大学生による中学生のための模擬国会」は、新潟市の主催する「憲法のつどい 私たちの暮らしと憲法」として開催された。この「憲法のつどい」は、1976年から憲法記念行事として毎年（新型コロナウイルス禍のため開催が見送られた2020年を除く）開催され、近時は著名人や知識人による講演会が多かったところ、2018年から大学生・中学生を巻き込んだ参加型の企画とされ、2018年は模擬裁判が行われた<sup>2</sup>。模擬国会が採用されるのは2019年が初めてであった<sup>3</sup>。なお、2021年に新潟市立はくなん白南中学校で行われた模擬国会の台本や事前配布資料等については、栗田佳泰「大学生による中学生のための模擬国会2021—新潟市・令和三年度「憲法のつどい」の資料—」法政理論55巻3号（2022年）115頁以下を参照してほしい。

- 
- 1 栗田佳泰（新潟大学法学部准教授）、岡田順太（獨協大学法学部教授）、横大道聡（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）。
  - 2 新潟市ウェブサイト：<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/jinken/heiwakatsudo/R4kennpou.html> [2023年5月10日閲覧]
  - 3 2019年（令和元年度）の「憲法のつどい」については、栗田佳泰ほか「大学生による中学生のための模擬国会2019—新潟市・令和元年度「憲法のつどい」の記録と資料」法政理論53巻3・4号（2021年）68頁以下。

ところで、2019年の「憲法のつどい」に参加した中学生は、三年生のみであった。中学三年生の11月末という開催時点では、議会制民主主義等を学び始める中学校社会科公民的分野の過半以上の授業時間数が経過している。2019年のアンケート結果で「模擬国会の内容はどうでしたか？」では「よくわかった89% 普通11% わかりにくかった0%」という高い数字が出たのはそのためであろう。

一方、本稿の扱う2021年の「憲法のつどい」には、一・二年生を含めた全校生徒が参加した。「大学生による中学生のための模擬国会」としては初である（アンケート結果は二に掲載）。また、今回は中学校側のイニシアチブで中学生による自由討論の時間が設けられた。こうしたことから、2021年の「憲法のつどい」は2019年とは少し異なる角度からの視点を提供するものと思われる。

そして、地方公共団体の主催する「憲法のつどい」と同名あるいは同趣旨のイベントは全国各地で開催されているところ、大学と中学校を動員した参加型の企画は新潟市の「憲法のつどい」に特徴的なものである。そこで、執筆者は、他の地方公共団体の同趣旨の企画に類似する傾向のあったそれまでの方針から独自性のある参加型の企画へと方針転換した経緯を求めて新潟市担当者にインタビューを行った。

本稿では、参加者に対し新潟市の行ったアンケート結果の分析（二）、新潟市担当者に対して行ったインタビュー内容（三）を扱う。最後に、各地方公共団体が行う行事としての「大学生による中学生のための模擬国会」の展開可能性について少し触れる（四）。

## 二 アンケート結果の分析

### 令和3年度 憲法のつどい～私たちの暮らしと憲法～ アンケート結果（中学生）

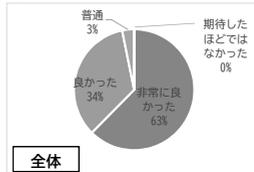
※回答者数125人

#### 1 学年を教えてください。

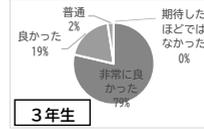
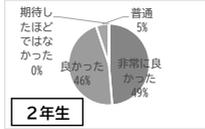
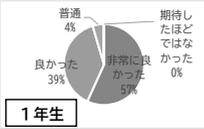
	選択肢	回答数	割合
ア	1年生	44	35.2%
イ	2年生	39	31.2%
ウ	3年生	42	33.6%

#### 2 本日の「憲法のつどい」に参加してみて、どうでしたか？

	選択肢	回答数	割合
ア	非常に良かった	78	62.4%
イ	良かった	43	34.4%
ウ	普通	4	3.2%
エ	期待したほどではなかった	0	0.0%

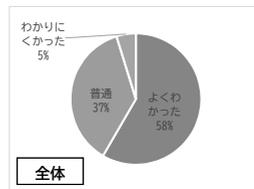


#### <内訳>

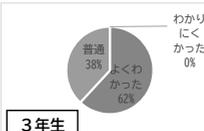
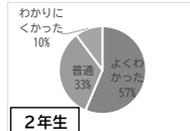
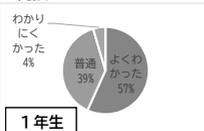


#### 3 模擬国会の内容はどうでしたか？

	選択肢	回答数	割合
ア	よくわかった	73	58.4%
イ	普通	46	36.8%
ウ	わかりにくかった	6	4.8%



#### <内訳>



3 (2) (1) で選んだ理由をよろしければ、ご記入ください。 ※一部抜粋

<回答ア>

- ・ 具体例を出して説明してくれたから分かりやすかった。
- ・ 最初は難しい言葉がたくさん出てきたけど、質問の時に詳しく教えてくれてとても分かりやすかった。
- ・ 賛成派の意見も反対派の意見も身近なものを議題として、内容や意見がしっかりとしていた。
- ・ 公民の授業で学んだことが出てきて分かることが多かった。
- ・ 意見にしっかりとした根拠があり、質問などに答えるときも分かりやすかった。

<回答イ>

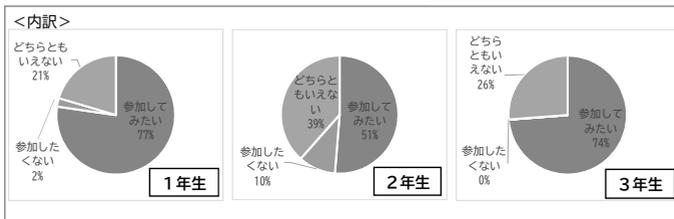
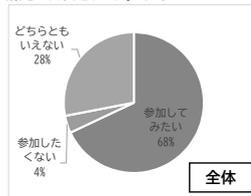
- ・ 難しい言葉がときどきでてきたけど、賛成や反対の意見をしっかりと聞けたし、その考えに納得できたのでよかった。
- ・ 模擬国会はものすごく難しかった。言葉遣いや主張したい事の説得が丁寧な言葉で言っていたのですごく難しいと改めて分かった。
- ・ 憲法についてあまり興味がないため最初は内容が入ってこなかったが、SNSをよく使うので少し興味を持った。

<回答ウ>

- ・ 反対意見か賛成意見かの説明が長くて分かりにくかった。
- ・ 日常では使わない用語があって難しかった。

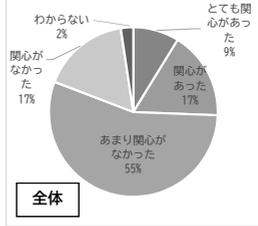
4 またこのような模擬国会を見る機会があったら、参加してみたいですか？

選択肢	回答数	割合
ア 参加してみたい	85	68.0%
イ 参加したくない	5	4.0%
ウ どちらともいえない	35	28.0%

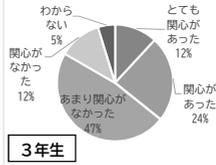
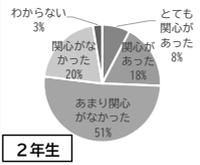
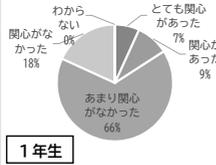


5 あなたは今まで「憲法」について関心がありましたか？

選択肢		回答数	割合
ア	とても関心があった	11	8.8%
イ	関心があった	21	16.8%
ウ	あまり関心がなかった	69	55.2%
エ	関心がなかった	21	16.8%
オ	わからない	3	2.4%

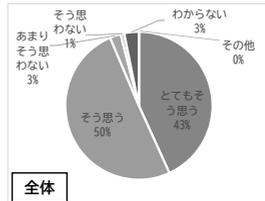


<内訳>

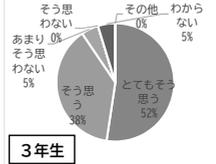
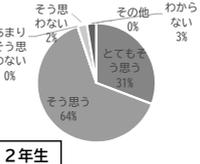
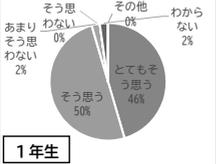


6 模擬国会を見て、以前より「憲法」を身近に感じることができましたか？

選択肢		回答数	割合
ア	とてもそう思う	54	43.2%
イ	そう思う	63	50.4%
ウ	あまりそう思わない	3	2.4%
エ	そう思わない	1	0.8%
オ	わからない	4	3.2%
カ	その他	0	0.0%

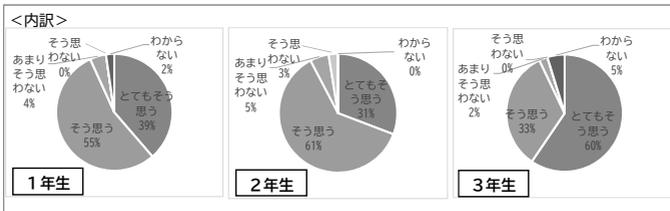
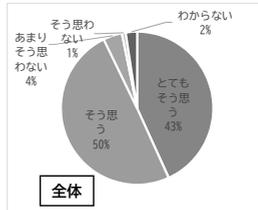


<内訳>



7 今後、テレビや新聞、インターネットなどのニュースで憲法の話があったら、今までもよりも注目して見てみようと思いますか？

選択肢	回答数	割合
ア とてもそう思う	54	43.2%
イ そう思う	62	49.6%
ウ あまりそう思わない	5	4.0%
エ そう思わない	1	0.8%
オ わからない	3	2.4%



8 今日の感想などがありましたら、記入してください。※一部抜粋

<1年生>

- 質問にわかりやすく答えてくれた大学生のみなさんがすごいと思いました。一人一人が自分の意見をもって相手に伝えたり、相手の意見を尊重していて、すごく「憲法」というものに関心を持つことができました。また機会があったら参加してみたいです。
- 今まで憲法をあまり身近に感じていなかったけど、模擬国会に参加して賛成派・反対派の意見を聞いて身近に感じました。
- 賛成派、反対派どちらの意見もしっかりとしていて迷いました。実際にあったことなどを取り入れて（説明して）いたのでわかった部分がありました。
- 最初は反対意見だったけど、もう一度賛成意見を聞いた後に賛成意見にしました。テレビなどでやっていたら自分も考えてみたいと思いました。
- 資料が分かりやすく、理解しやすかったです。質問も私たちに伝わりやすいような言葉遣いでよかったです。
- 今日の誹謗中傷について、賛成では加害者を特定しやすくなったり、抑止力になること、反対では、プライバシーを侵害する可能性があり、実名登録までは不要といった意見で、どちらも「なるほど」と思う意見でした。
- 分からないところもあったけど、自分の意見を話せてよかったです。でも、憲法を理解するのは、自分にはまだ難しいと思いました。

## &lt;2年生&gt;

- ・ 模擬国会では、自分の意見を持ち、それをどう伝えるかによって賛成と反対の比率が出るとうかりました。
- ・ 内容は難しかったけど、貴重な機会だと思いました。法律は難しいけど、少し関心をもてたので良かったです。法律や国会などの記事やテレビがあったら見てみたいと思いました。
- ・ 自分は、今回の法案には反対です。もし名前がコンプレックスのある人だったら、事業者にわざわざ自分の名前を教える必要はないと思います。それでSNSを使う人が減ってしまうと思います。
- ・ 今まででは憲法を「難しいもの」「自分たちには関係ない」と思っていたのですが、今回の内容のようにSNSの誹謗中傷など自分とも関係があることがわかりました。今後は、どんな憲法があるのか、自分とどう関係があるのかなど考えてみたいです。
- ・ 憲法のことをあまり詳しく知らなかったけれど、国会で決めるときにどのような動きで話が進むかわかって、憲法についてもっと知りたくなりました。
- ・ 私たちに身近な内容を取り上げて、自分の意見をしっかりと持って参加することができました。
- ・ 国会の内容は難しくすぎて分からなかったけど、国会の話し合いがどのようなものか分かりました。

## &lt;3年生&gt;

- ・ 今日の模擬国会は、とてもよくて関心のあるものになりました。今まであまり憲法について考えることがなかったのですが、この機会を通して、憲法に対してのイメージが深くなりました。今後もこのような活動を続けていってほしいです。
- ・ 今回の模擬国会のように、意見を出したりまとめたりすることを自分たちでもやってみたいと思いました。
- ・ 賛成・反対どちらも質問の対応がすごいと思いました。
- ・ 前までは公民で習っただけであまり関心がなかったけど、今回の模擬国会で自分たちも議論に参加できて身近に感じられたのでこれからはニュースなどでもっと関心をもって見ようと思いました。
- ・ 実際に国会に行って本会議の様子を見たいと思いました。
- ・ 賛成派・反対派どちらの意見も良いと思って迷いました。大学に進学したら、法学部もいいなと思いました。
- ・ 兄弟が多いので、家でも模擬国会したいと思いました。

2021年の本取組みでは、白南中学校の全校生徒が参加した。そのため、一年生から三年生まで、学年別でのアンケート結果が出ている。

社会科公民的分野の理解が進んでいる三年生のアンケート結果が総じてポジティブなのは2019年のアンケート結果からも順当な結果であると分かる。

これに対して、二年生との比較において一年生のアンケート結果の方がポジティブである理由は検討を要する。中学校に入学したばかりで学業に対するモチベーションが高いのかもしれないし、学年ごとの集団的な個性なのかもしれない。いずれにしても、「非常に良かった」と「良かった」とを併せた数字はどの学年も90%を超えている。

また、憲法をより身近に感じ関心をもつようになったと答えた者の数（質問事項6と7）はどの学年も90%を超えている。「憲法のつどい」としての役割は十分に果たしているといえるであろう。

自由記述欄については抜粋した一部しか添付していないが、全体ではかなりの数のコメント（感想。自由記述）が寄せられている。なお、執筆者は全部に目を通して付言しておく。

全学年を通じて、大学生の声の出し方や振る舞いについて具体的に評価する声がかなり目立っていたことが印象的であった（大学生にはセルフ・エフィカシー獲得の好機となったのではないか）。

興味深いのは、一年生からのコメントでは、事前配布資料を評価する声が目立ったことである。二、三年生のコメントには事前配布資料について触れるものが一切なかった。

一方、二、三年生のコメントでは、大学生の質疑や自由討論での応答を評価する声はかなり目立った。三年生のコメントの中には将来の進路として法学部への進学を考えるようになったという者もあり、仮にもし本当にそうだとすると、本取組みの意外な（望外の）副産物といえるであろう。ただし、面白みに欠けるといった指摘や、難解すぎるといった指摘も一部

に見られた（ネガティブな評価は0%ではない）<sup>4</sup>。

### 三 新潟市担当者に対するインタビュー

#### 1 聞き取りの目的

新潟市に聞き取りを行ったのは、新潟市の主催する「憲法のつどい」が学校イベント（生徒参加）型の公開イベントとして企画され、新潟市一中学校—大学の三者連携の下、子どもから大人までを巻き込んだ能動的な学習の機会として意欲的・先進的な実例と考えるからである。以下では参考のため、得られた回答の概要のみを示しておきたい。

#### 2 質問と回答

##### ① 企画担当者は誰か

新潟市総務部総務課である。

##### ② 参加型の企画に方針転換した理由

毎年度、「憲法のつどい」の参加者にアンケートをとっているところ、一定の層に参加者が固定化する傾向が明らかになった。そこで、とりわけ若年層に関心をもってもらいたいという趣旨で方針転換に至った。

---

4 なお、「憲法のつどい」は、新潟市の広報「市報にいがた」により一般参加者の募集も行われている。2021年度も若干名の参加があり、「一般」用アンケートの自由記載欄（本稿には添付していない）にて忌憚ないご意見と応援の声をいただいた。この場で深謝申し上げたい。

- ③ 他の地方公共団体の同種のイベントでは映画を上映するところもあるようだが、それとの比較ではどうか

これまでのアンケート結果からすれば、映画上映は必ずしも上位の希望ではない。

- ④ 有名人を呼ぶなど、参加者数を増やすには他の方法もあるのではないかと

参加者数を増やすことにとくにこだわりはない。

- ⑤ どのように参加中学校を選定しているのか

新潟市教育委員会と連携している。具体的には、中学校選定に新潟市教育委員会の協力がある。その背景にはこの企画への新潟市教育委員会からの好意的な評価がもちろんある。

## 四 おわりに

2021年の本取組みは、自由討論時間が十分にあったおかげで、中学生に対する大学への直接的な関心喚起（「中大接続」）の意義ももちえた。

新潟市担当者へのインタビューからは、本取組みへの期待が汲み取れた。新潟市教育委員会と執筆者とは直接のやりとりはないが、当然のことながら、新潟市教育委員会からの支持とアレンジがなければ、開催中学校の選定は難しい。また、新潟市の行事として行われ、市の広報で広くアナウンスされるおかげで、決して多いとはいえないものの一般参加者もないではない。関係者から広く一定の支持を得ている事実は、本取組みの幅広い展開可能性を示唆しているといえよう。

なお、2021年の「憲法のつどい」に関し、新潟市から提供を受けたパネル等について添付した（添付資料1～3）。

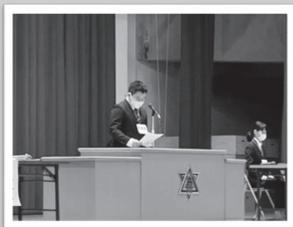
最後になったが、「憲法をつどい」に関わった、新潟市担当者各位、白南中学校担当者各位、生徒、ゼミ生に記して謝したい。

※ 本研究はJSPS科研費22K02529の助成を受けたものである。

## 添付資料1 パネル展「「憲法のつどい」当日の様子」（新潟市による）

## 「憲法のつどい」当日の様子

会場：白南中学校 体育館



衆議院本会議を想定して行いました。

模擬国会のテーマ  
「SNS 実名登録義務化法案」  
について説明。

法案反対派からの主張

- ・実名登録を義務付けることはプライバシーや表現の自由などを侵害する可能性がある。
- ・法律で SNS の利用を制限する前に、利用者がネットマナーをきちんと学ぶ機会を増やして、未然にトラブルを防ごうとする方がよいのではないかなど

法案賛成派からの主張

- ・現状の対応では、加害者の特定に時間がかかることや特定できないこともあるという課題がある。
- ・本案は、加害者を全く特定できない状態を防ぎつつプライバシーに十分配慮したもの。

など



皆さん真剣に  
聞いています



新潟市提供



中学生の皆さんも国会議員に  
なって、意見を述べています。

法案反対派からの主張

- 登録のときに偽名が使われてしまう可能性があるのではないか。
- 万が一登録情報が漏えいしてしまった場合、違う犯罪で被害を受ける人が増えると思う。  
など

法案賛成派からの主張

- 命が何よりも一番大事。
- 実名は事業者にしか公表されないので安全  
だと思う。 など



賛成・反対どちらの意見も  
聞いた後、中学生の皆さんに  
挙手で投票してもらいました。



議長

「投票の結果を報告いたします。」

法案は反対多数で否決



総括

「賛成反対、どちらが正しいかでは  
なく、大事なのは両方の意見を聞き、  
しっかりと考えることです。」



新潟大学法学部の  
皆さん、ありがとう  
ございました！



## 添付資料2 パネル展「概要」（新潟市による）

憲法のつどい—私たちの暮らしと憲法—

## 模擬国会『SNS 実名登録義務化法案』

### 問題

SNS での誹謗中傷（根拠のない悪口を言って他人を傷つける行為）が深刻な問題になっています。

#### <SNS での誹謗中傷の特徴>

- ・簡単に広がりやすく、一度広まるとインターネットから完全に削除することが難しい
- ・実名を登録しなければ、誰が発信しているかわからないと思いい、実際にその人の前では言わないようなひどい言葉を SNS に投稿しやすくなってしまおうと考えられる

そのため、SNS での誹謗中傷が原因で起きる自殺やいじめなどを無くしていくための法律案（模擬）が作成されました。

### 法律案

SNS の運営事業者に対して、利用者の実名登録を義務づけます（運転免許証（未成年者の場合は保護者のもの）や電話番号などの登録を含む）。  
実名登録をしても、利用者は ID やハンドルネームを使うことができますが、SNS 事業者が調べれば誰の投稿か特定することができます。

今回の模擬国会では、「SNS アカウント登録時の実名登録の義務化」を題材に、憲法について考えながら議論していきます。

#### —関係条文—

##### ☆日本国憲法第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

##### ☆日本国憲法第 21 条 1 項

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。